

財政用語の解説

財政用語の解説

用途別索引及び五十音別索引にてお調べいただけます。

財政のご理解にお役立てください。五十音別索引は[こちら](#)

種類別

予算

会計年度	会計年度独立の原則	一般会計	特別会計	普通会計
公営企業会計	当初予算	補正予算	継続費	繰越明許費
前年度繰上充用金	流用			

決算

形式収支	実質収支	単年度収支	実質単年度収支	
----------------------	----------------------	-----------------------	-------------------------	--

財政分析

経常収支比率	公債費比率	実質公債費比率	財政力指数	
------------------------	-----------------------	-------------------------	-----------------------	--

歳入

市税	地方譲与税	利子割交付金	配当割交付金	株式等譲渡所得 割交付金
地方消費税交付 金	ゴルフ場利用税 交付金	自動車取得税交 付金	地方特例交付金	地方交付税
交通安全対策特 別交付金	分担金・負担金	使用料・手数料	国庫支出金・県支 出金	財産収入
寄附金	繰入金	繰越金	諸収入	市債（地方債）
臨時財政対策債	減収補てん債	減税補てん債	一般財源	特定財源
経常一般財源	自主財源	依存財源		

歳出

経常的経費	臨時的経費	目的別分類	性質別分類	義務的経費
消費的経費	投資的経費	議会費	総務費	民生費
衛生費	農林費	商工費	土木費	消防費
教育費	災害復旧費	予備費	人件費	扶助費
公債費	諸支出金	物件費	維持補修費	補助費等
普通建設事業費	積立金	貸付金	繰出金	

その他

一時借入金	基金	減債基金	財政調整基金	類似団体
ラスパイレス指数				

五十音別

あ行	か行	さ行	た行	な行
は行	ま行	や行	ら行	

用語（五十音順）		説 明
あ	維持補修費	地方公共団体が管理する公共用又は公用施設等の効用を維持するための費用です。
	依存財源	国や県により定められた額を交付されたり、割り当てられたりするものです。 国県支出金 、 地方交付税 、 地方譲与税 などがあります。 関連項目： [自主財源]
	一時借入金	建設事業費などの支出の時期と、これに対する国や県からの補助金などの収入の時期が異なることなどにより、一時的に資金が不足する場合に、市が金融機関から借り入れるものです。
	一般会計	地方公共団体の会計の中心をなすもので、行政運営の基本的な経費を計上した会計です。 関連項目： [特別会計] 、 [普通会計]
	一般財源	使途が特定されず、どのような経費にも使用することができる財源です。 市税 、 地方譲与税 、 地方交付税 などがあります。 関連項目： [特定財源]

衛生費	目的別歳出の一分類で、健康づくり、環境保全、ごみ・し尿収集処理などのための経費です。
このページの上部へ戻ります。 種類別 、 五十音別 のいずれかをクリックして下さい。	
か 会計年度	<p>予算の効力を発揮する期間をある一定期間に限定し、その間の収入及び支出並びにその関係を整理することによって、地方公共団体の経済活動の実績を明確にしようとするものです。法律により、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとされています。</p> <p>関連項目：[会計年度独立の原則]</p>
会計年度独立の原則	<p>各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって充てなければならないとされています。</p> <p>関連項目：[予算、会計年度]</p>
貸付金	性質別歳出の一分類で、地方公共団体が金銭を貸し付ける際の経費です。
株式等譲渡所得割交付金	株式などの譲渡所得に係る源泉徴収された税金のうち、県の税金である県民税株式等譲渡所得割の一部が交付されます。
議会費	議会の運営などのための経費です。
基金	<p>特定の目的のために、維持あるいは積み立て、又は定額の資金を運用するために設けられる資金又は財産です。その目的によって、順次積み立てていくもの、定額を運用していくもの、預金利子等を運用していくものなどがあります。</p> <p>関連項目：[財政調整基金、減債基金]</p>
寄付金	当該地方公共団体以外の者から受ける金銭の無償譲渡によるものです。
義務的経費	<p>地方公共団体の歳出のうち、任意に節減できないもので、歳出予算に占める義務的経費の割合が高いほど財政が硬直化していることを示します。</p> <p>一般的には、人件費、扶助費、公債費で構成されます。</p> <p>関連項目：[性質別分類]</p>

教育費	小・中学校や幼稚園の運営、生涯学習活動などのための経費です。
繰入金	他の会計や 基金 から収入として繰り入れる資金です。
繰越金	市の決算剰余金（→ 実質収支 ）を翌年度に繰り越して使用するものです。ただし、決算剰余金のうち、1/2に相当する額を 財政調整基金 に積立て、残額を前年度繰越金とします。
繰越明許費	会計年度独立の原則 の例外ですが、何らかの事由により、当該年度に支出を終わらない見込があるものについて、議会の議決を得て翌年度に限り使用できるようにする予算のことです。
繰出金	他会計に金銭を支出する際の経費です。
形式収支	歳入決算総額から歳出決算総額を差し引いた額です。 $\text{形式収支} = \text{歳入決算総額} - \text{歳出決算総額}$ 関連項目： [実質収支]
経常一般財源	使途が特定されない財源（→ 一般財源 ）のうち、毎年度連続して固定的に収入されるものです。 市税 、 地方交付税（普通交付税） などがあります。
経常的経費 (経常経費)	人件費 、 扶助費 、 公債費 など毎年度連続して固定的に支出される経費です。 関連項目： [臨時的経費] 、 [性質別分類]
経常収支比率	地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標のことです。 人件費 、 扶助費 、 公債費 など経常的に支出される経費（→ 経常的経費 ）に充当された経常的に収入される一般財源（→ 経常一般財源 ）の割合です。 この割合が高いほど、財政構造の弾力性が失われていることを示しています。 $\text{経常収支比率} =$ $\frac{[\text{経常的経費充当一般財源}]}{[\text{経常一般財源総額}]} \times 100 (\%)$

継続費	<u>会計年度独立の原則</u> の例外ですが、2か年度以上にわたる事業等を実行するに当たり、その総額及び年度割についてあらかじめ一括した予算として議会の議決を得たものです。
決算	一会計年度の歳入歳出予算の執行の実績です。 [<u>予算</u>]
減債基金	<u>市債</u> の償還（返済）を年度を越えて計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられる <u>基金</u> です。
減収補てん債	地方税の収入額が標準税収入額を下回る場合に、その減収を補うために発行する特例的に認められた <u>市債</u> です。
減税補てん債	個人住民税などの税制改正による地方自治体の減収額を補てんするために借り入れることができる特例的に認められた <u>市債</u> です。
公営企業会計	<p>交通事業、ガス事業、水道事業など、当該事業を行うことによって得られる収入で当該事業の経費をまかなっていく、独立採算を原則とした会計です。</p> <p>地方公営企業法を適用する法適用の公営企業会計と適用しない法非適用の公営企業会計があります。</p> <p>本市では、次のような公営企業会計を設置しています。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>水道事業会計【法適用】</p> <p>公共下水道事業会計【法適用】</p> </div>
公債費	地方公共団体が借り入れた借金（ <u>市債</u> や <u>一時借入金</u> ）の元利償還等に要する経費です。 [<u>義務的経費</u>]
公債費比率	市税など使いみちを決められていない収入のうち、市債の返済に使われる一般財源額が <u>標準財政規模</u> に占める割合です。この割合が高いほど、財政構造の弾力性が失われていることを示しています。
交通安全対策特別交付金	道路交通法の規定により納付される交通反則金が、交通事故発生件数や人口等の割合で按分されて交付されます。

	国庫支出金・県支出金	国（県）支出金は、国（県）の立場から公益性が認められる特定の事務事業に対して用途を定めて交付されます。また、性質によって、法令に基づく義務として支出する負担金、特別な必要があると認めた場合に交付する補助金、国や県が事務を市町村に委任し、その費用を負担する委託金に分類されます。
	ゴルフ場利用税交付金	県の税金であるゴルフ場利用税の7/10を、そのゴルフ場のある地方公共団体に交付されます。
	このページの上部へ戻ります。 種類別 、 五十音別 のいずれかをクリックして下さい。	
さ	災害復旧費	災害による被害の復旧のための経費です。
	財産収入	市が所有する土地や建物の運用、売払いや 基金 運用に伴う利益収入です。
	財政調整基金	地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するために設けられる 基金 です。
	財政力指数	地方公共団体の財政運営の自主性の大きさを示す指数で、言い換えれば、標準的な行政需要に自前の財源でどれだけ対応できるかを表しています。 地方交付税 の算定基礎となっている2つの数値、基準財政収入額(市税等の75%に地方譲与税などを加えたもの)を基準財政需要額(標準的な行政活動を行うのに必要な額)で除して得た数値の過去3年間を平均したもので、この指数が高いほど財政力が強いことを表し、1を超えていれば、普通地方交付税の交付を受けない、いわゆる「不交付団体」となります。
	歳入	会計年度 における一切の収入。歳入予算とはその見積りのことです。
	歳出	会計年度 における一切の支出です。 歳出予算とはその見積りであると同時に、支出の限度や内容を制限する拘束力を有しています。
	債務負担行為	履行された債務について、その翌年度以降に支出を行う行為で、事項、期間、限度額について予算の内容のひとつとして定める必要があります。

市債（＝地方債）	<p>地方公共団体が財政上必要とする資金を調達するために負担する債務のうち、その返済が一会計年度を超えて行われるもので、いわゆる市の借金です。</p>
市税	<p>市民のみなさまから納めていただく市の税金です。具体的には、市民税（個人・法人）、固定資産税（固定資産税・国有資産等所在市町村交付金）、軽自動車税（軽自動車税・環境性能割）、市たばこ税、入湯税、都市計画税です。うち、入湯税は観光振興や環境衛生のために、都市計画税は都市計画事業や土地区画整理事業のためにそれぞれ賦課される税で、税の使途が特定されていることから目的税とされます。</p> <p>なお、目的税のうち、地方税法に定めのあるものを法定目的税、地方税法では定められていないものの、自治体が一定の手続きや要件にそって賦課しているものを法定外目的税といいます。</p> <p>また、市民税のように税の使途が定められていない税目については、目的税に対して普通税とされます。</p>
自主財源	<p>地方公共団体が自主的に収入できる財源です。</p> <p>市税、分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入があります。</p> <p>関連項目：[依存財源]</p>
実質公債費比率	<p>平成 18 年 4 月に地方債制度が「許可制度」から「協議制度」に移行したことに伴い導入された財政指標であり、毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額{普通交付税（→地方交付税）が措置されるものを除く}が財政に及ぼす負担の程度を示すものです。</p>

実質収支	<p>決算における歳入歳出の単純差引額（→形式収支）から、何らかの理由によって翌年度へ繰り越した事業の財源を控除した額です。翌年度への純繰越金となるものであり、主にこの額によって赤字黒字が判断されます。</p> <p>実質収支 = 形式収支（歳入決算総額 - 歳出決算総額） - 翌年度へ繰り越すべき財源</p> <p>関連項目：[単年度収支]</p>
実質単年度収支	<p>単年度収支に実質的な黒字要素（基金積立金、地方債繰上償還額）を加え、実質的な赤字要素（基金取崩額）を控除したものです。</p>
自動車取得税交付金	<p>県の税金である自動車取得税の一部について、市道の延長や面積で按分し交付されます。</p>
商工費	<p>商工業や観光振興のための経費です。</p>
消費的経費	<p>支出効果が、当該年度又は極めて短い期間で終わるもの、言い換えれば後年度に形を残さない性質の経費です。</p> <p>人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等などがあります。</p> <p>関連項目：[性質別分類]</p>
消防費	<p>消防や防災など市民の安全を守るための経費です。</p>
使用料・手数料	<p>使用料は、市の所有する施設の利用者に対して、その使用の対価として負担していただくものです。</p> <p>手数料は、市が提供したサービスの対価として負担していただくものです。</p>
諸支出金	<p>ほかのどの科目にも目的が該当しない科目で、土地や建物などの取得にかかる経費です。</p>
諸収入	<p>特定の歳入のためのものではなく、他の収入科目に含まれないものをまとめたものです。</p>

人件費	<p>地方公共団体職員の給与や退職金の費用などの経費です。</p> <p>関連項目：【義務的経費・消費的経費】</p>				
性質別分類	<p>地方公共団体の経費を、性質によって分類することです。</p> <p>人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等、普通建設事業費、公債費、積立金、繰出金などがあります。</p> <p>性質別分類として、次のようにより大きく分類する場合があります。</p> <table border="1" data-bbox="544 736 1474 911"> <tr> <td data-bbox="544 736 1007 824">① 經常的経費 と 臨時的経費</td> <td data-bbox="1007 736 1474 824">② 投資的経費 と 消費的経費</td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 824 1007 911">③ 義務的経費 と 任意的経費</td> <td data-bbox="1007 824 1474 911">④ 移転的経費 と 実質的経費</td> </tr> </table> <p>また、義務的経費、投資的経費、その他の経費の3つに分けて使用する場合もあります。</p> <p>関連項目：[目的別分類]</p>	① 經常的経費 と 臨時的経費	② 投資的経費 と 消費的経費	③ 義務的経費 と 任意的経費	④ 移転的経費 と 実質的経費
① 經常的経費 と 臨時的経費	② 投資的経費 と 消費的経費				
③ 義務的経費 と 任意的経費	④ 移転的経費 と 実質的経費				
前年度繰上充用金	<p>会計年度経過後、その当該会計年度の歳入が歳出に対して不足する場合は、翌年度の歳入を繰り上げて、当該年度に充てることができます。この場合の方法として、翌年度の歳出に、翌年度の歳入を財源として繰上充用金を計上し、当該年度(翌年度から見れば前年度)へ支出します。</p>				
総務費	<p>全般的な管理経費、徴税、戸籍、選挙、統計などのための経費です。また目的別分類において他の分類に該当しない経費も含まれます。</p>				
<p>このページの上部へ戻ります。種別、五十音別のいずれかをクリックして下さい。</p>					
た	<p>単年度収支とは、言い換えれば当該年度だけの実質収支といえます。</p> <p>実質収支は、当該年度までの収支の累積であることから、当該年度だけの実質収支を把握するためには、当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引く必要があります。</p> <p>単年度収支 = 当該年度実質収支 - 前年度実質収支</p>				

地方交付税	地方公共団体の財源には、地域経済の発展度合い等によって不均衡が生じていますが、この調整を図るとともに、どの団体においても一定の行政サービスが提供できるように、国税5税（所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税）のうち一定割合を地方公共団体へ配分します。地方交付税は、普通交付税（交付税全体の94%）と特別交付税（同6%）の2種類があります。
地方消費税交付金	県の税金である地方消費税の1/2が、国勢調査の人数や事業所統計従事者数などに応じて交付されます。
地方譲与税	法によって国が国税として徴収し、一律的に地方公共団体に譲与される税です。本市では、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、森林環境譲与税が該当します。
地方特例交付金	国の施策によって実施される減税措置に伴う地方税の減収や、制度改正による地方負担の増加を補てんするため交付されます。
超過負担	国と地方の間でルールが定められている経費の負担について、その負担割合以上に地方が負担している場合を示します。
積立金	基金 等に積み立てるための経費です。
投資及び出資金	地方公共団体が他団体に出資する際の経費です。
投資的経費	各種社会資本整備など、支出の効果が長期にわたる経費です。 これに分類できる経費は、 普通建設事業費 、災害復旧事業費、失業対策事業費があります。 関連項目： [性質別分類]
当初予算	翌会計年度が始まる前の3月定例議会で議決される、翌年度の収入支出見積り全体が盛り込まれた基本的予算です。（＝通常予算、本予算）
特定財源	国県支出金 、 市債 、 分担金 、 負担金 、 使用料 、 手数料 などその用途が特定されている財源です。 関連項目： [一般財源]

	特別会計	<p>一般会計に対するもので、特定の事業を行う場合や、特定の歳入を特定の歳出に充て、一般会計とは区分して経理する場合に設置する会計です。</p> <p>秦野市では、次のような特別会計を設置しています。</p> <table border="1" data-bbox="576 465 1442 645"> <tr> <td>国民健康保険事業特別会計</td> <td>介護保険事業特別会計</td> </tr> <tr> <td>後期高齢者医療事業特別会計</td> <td></td> </tr> </table>	国民健康保険事業特別会計	介護保険事業特別会計	後期高齢者医療事業特別会計	
	国民健康保険事業特別会計	介護保険事業特別会計				
	後期高齢者医療事業特別会計					
土木費	道路や橋、公園の整備、まちづくりなどのための経費です。					
このページの上部へ戻ります。 種別別 、 五十音別 のいずれかをクリックして下さい。						
な	農林費	農業や林業の振興のための経費です。				
	このページの上部へ戻ります。 種別別 、 五十音別 のいずれかをクリックして下さい。					
は	配当割交付金	株式などの配当所得にかかる源泉徴収された税金のうち、県の税金である県民税配当割の一部を交付されます。				
	標準財政規模	地方公共団体の一般財源の標準規模を表します。				
	扶助費	<p>社会保障制度の一環として、生活困窮者、高齢者、児童、心身障害者等に対して行っている様々な支援に要する経費です。</p> <p>関連項目： [義務的経費、消費的経費]</p>				
	普通会計	<p>各地方公共団体が実際に経理している会計区分では、その区分範囲や行っている事業種類等が異なり、統一的な財政比較等が困難であるため、財政比較等を行うために一定の基準で区分し直した会計を普通会計といいます。</p> <p>関連項目： 【一般会計、特別会計】</p>				
	普通建設事業費	道路、橋りょう、学校、公園など各種社会資本の新增設事業を行う際に、必要なすべての経費です。				

	物件費	地方公共団体が業務を遂行する際に支出する <u>消費的経費</u> のうち、比較的性質のはっきりした <u>人件費</u> 、 <u>維持補修費</u> 、 <u>扶助費</u> 、さらには <u>補助費等</u> 以外の様々な経費の総称です。 関連項目：【 <u>消費的経費</u> 】
	分担金・負担金	市が行う特定の事業の財源として、その事業により利益を受ける個人や団体からその利益の限度において徴収するものです。
	補助費等	主に地方公共団体が各種団体などに補助するために交付する経費です。 関連項目：【 <u>消費的経費</u> 】
	補正予算	年度途中における災害の発生や法改正などに対応するため、当初予算を増額または減額する予算です。年4回開催される議会の定例会（6月・9月・12月・3月）や緊急の場合には臨時議会にて議決されます。
このページの上部へ戻ります。 種別別 、 五十音別 のいずれかをクリックして下さい。		
ま	民生費	障害者や高齢者の福祉、子育て支援や医療などのための経費です。
	目的別分類	地方公共団体の経費を、その行政目的によって分類したものです。 分類は、 <u>議会費</u> 、 <u>総務費</u> 、 <u>民生費</u> 、 <u>衛生費</u> 、 <u>農林費</u> 、 <u>商工費</u> 、 <u>土木費</u> 、 <u>消防費</u> 、 <u>教育費</u> などがあります。 関連項目：[<u>性質別分類</u>]
このページの上部へ戻ります。 種別別 、 五十音別 のいずれかをクリックして下さい。		
や	予算	一定期間（→ <u>会計年度</u> ）における収入（→ <u>歳入</u> ）及び支出（→ <u>歳出</u> ）の見積りです。 関連項目：【 <u>会計年度独立の原則</u> 】、[<u>決算</u>]
	予備費	緊急を要する場合などに、予算外の支出または予算超過の支出に充てるための経費です。
このページの上部へ戻ります。 種別別 、 五十音別 のいずれかをクリックして下さい。		

ら	ラスパイレス指数	各地方公共団体の一般行政職の平均給与額を、職員の学歴別・経験年数別構成などが国と同一であると仮定し、国家公務員の平均給与額を 100 として算出した指数のことです。
	利子割交付金	預貯金利子などの源泉徴収のうち、県の税金である県民税利子割の一部が交付されます。
	流用	年度途中において、緊急を要する支出が発生したが、その予算が足りない場合などに、 補正予算 を編成することなく、他の予算を減額して当該予算を増額することをいいます。各款及び各項の間では、流用することはできず、この場合は原則的に補正予算で対応します。ただし、各項間においては、あらかじめ議会の議決を経て予算で定めておけば、流用が可能となります
	臨時財政対策債	地方財源の不足に対応するため、 投資的経費 以外にも充てることが出来る特例的に認められた 市債 です。 本来は、普通交付税（→ 地方交付税 ）で措置されるべき財源の一部が、交付税財源の不足により、特例債として措置されたものです。 措置に係る期間は、当初、平成 13 年度から 15 年度までとされていましたが、交付税制度の抜本的な改革の先延ばしなどにより、現在は平成 25 年度まで延長されています。
	臨時的経費	一時的、偶発的な行政需要に対応して支出される経費及び支出の方法に規則性のない経費です。 関連項目： [経常的経費]
	類似団体	全国の市町村を「人口」と「産業構造」を基に類型化したものです。 各地方公共団体が、類似団体における財政の実態をもっとも身近な尺度として利用することは、自らの財政運営の問題の所在を明らかにし、財政の健全性確保に向けて検討するにあたって有効であるといわれています。
このページの上部へ戻ります。 種別 、 五十音別 のいずれかをクリックして下さい。		